

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月31日
【事業年度】	第28期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
【会社名】	株式会社パパネッツ
【英訳名】	PAPANETS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 裕昭
【本店の所在の場所】	埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号9階
【電話番号】	048 - 960 - 5088(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 宮崎 恵子
【最寄りの連絡場所】	埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号9階
【電話番号】	048 - 960 - 5088(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 宮崎 恵子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月
売上高 (千円)	2,835,351	3,643,856	3,541,515	3,629,241	4,007,972
経常利益 (千円)	93,041	253,659	157,159	242,851	294,100
当期純利益 (千円)	58,349	174,381	111,443	157,073	202,369
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	172,500	172,500	172,500	172,500	172,500
純資産額 (千円)	334,284	503,491	606,309	756,483	950,227
総資産額 (千円)	1,227,323	1,440,372	1,961,129	1,987,360	2,091,670
1株当たり純資産額 (円)	1,937.74	2,918.65	3,514.70	4,385.27	5,508.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (-)	50.00 (-)	40.00 (-)	50.00 (-)	70.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	338.25	1,010.91	646.05	910.57	1,173.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	27.2	35.0	30.9	38.1	45.4
自己資本利益率 (%)	18.9	41.6	20.1	23.1	23.7
株価収益率 (倍)	5.9	2.0	3.1	2.2	1.7
配当性向 (%)	8.9	4.9	6.2	5.5	6.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	84,118	230,252	84,472	131,172	350,547
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	121,959	18,642	28,247	25,050	128,005
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	165,039	42,046	507,458	214,318	160,137
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	240,709	410,273	1,030,825	922,991	984,633
従業員数 (人)	81	96	96	80	85
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	- (92.9)	- (89.5)	- (113.2)	- (117.0)	- (127.0)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-

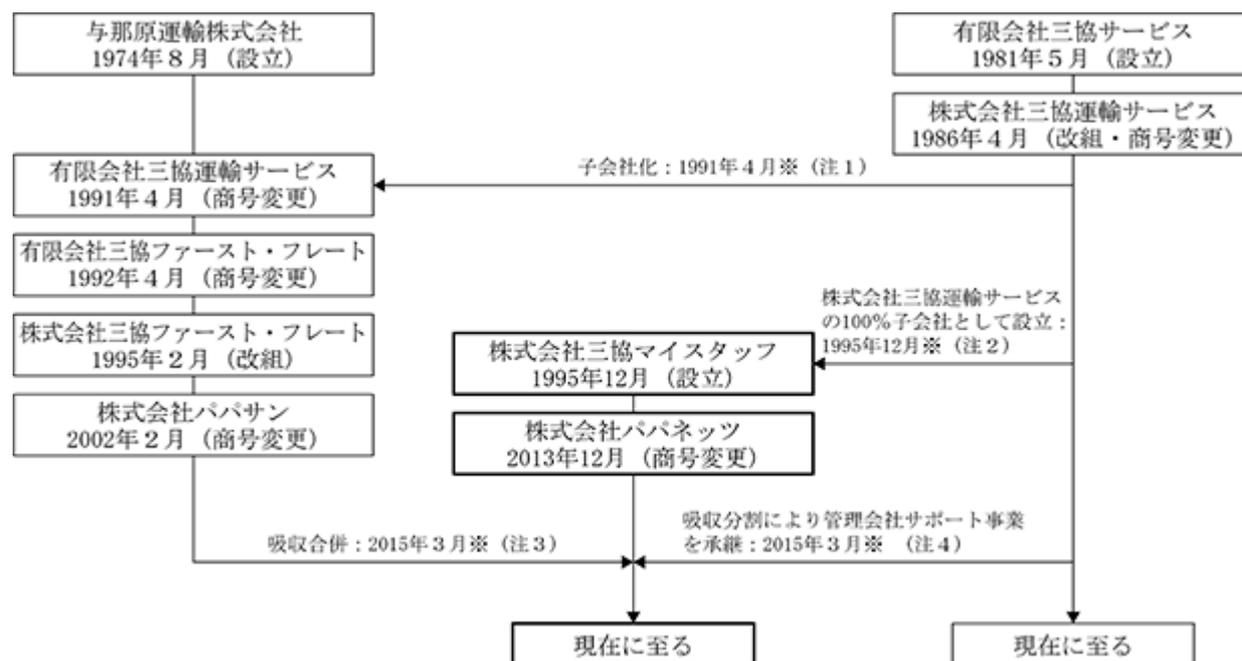
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
5. 最高株価及び最低株価については、東京証券取引所(TOKYO PRO Market市場)に上場しておりますが売買がないため、記載しておりません。
6. 株主総利回りについては、東京証券取引所(TOKYO PRO Market市場)に上場しておりますが売買がないため、記載しておりません。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は1995年12月に、埼玉県入間市において、株式会社三協運輸サービス(以下、[表3]参照)の100%子会社として、同社の西関東における引越業務の拠点という位置付で、株式会社三協マイスタッフという商号で設立しました。その後、2002年10月より実質休眠状態でありましたが、新たなビジネスモデルで再出発を図ることを目的として、2013年12月に株式会社パパネッツに商号変更いたしました。さらに2014年4月より、インテリア・トータルサポート事業として、家具・インテリア商材・オフィス什器等の配送受注発注業務である、「全国ツーマン配送ネットワークサービス」を開始いたしました。また、2015年3月に株式会社三協運輸サービスより管理会社サポート事業を吸収分割により承継し、同子会社である株式会社パパサン(以下、[表2]参照)を当社が存続会社とする合併により、「インテリアコーディネートサービス」「カーテン・ブラインドメンテナンスサービス」「インテリア素材調達サービス」の業務を取り込みました。

(以下、[表1]参照)

当社の現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



(注1) 1991年4月 有限会社三協運輸サービスに商号変更し株式会社三協運輸サービスの子会社化

(注2) 1995年12月 当社の前身である株式会社マイスタッフを株式会社三協運輸サービスの100%子会社として設立

(注3) 2015年3月 株式会社パパサンを吸収合併

(注4) 2015年3月 管理会社サポート事業を株式会社三協運輸サービスより吸収分割により事業承継

2016年6月 株式会社パパネッツの普通株式400株(株式分割前)を株式会社花明が株式会社三協運輸サービスより取得したことにより株式会社三協運輸サービスの子会社を解消

[表 1] 当社の沿革

年 月	事 項
1995年12月	埼玉県入間市に引越業務の拠点として株式会社三協マイスタッフを資本金15,000千円で設立
2002年10月	業務休眠(2002年10月1日～2014年3月31日)
2009年8月	本社を埼玉県入間市から埼玉県越谷市東大沢に移転
2013年12月	株式会社パパネッツに商号変更
2014年4月	インテリア・トータルサポート事業における「全国ツーマン配送ネットワークサービス」に係るパパネット受注センターを埼玉県越谷市花田に開設
2015年3月	株式会社三協運輸サービスから吸収分割により、管理会社サポート事業を承継 これにより首都圏本部を埼玉県越谷市東大沢、西日本支店を大阪府吹田市に開設
2015年3月	株式会社パパサンを吸収合併。これにより、レンタル布団業務を管理会社サポート事業へ吸収、 「インテリアコーディネイトサービス」「カーテン・ブラインドメンテナンスサービス」「インテリア素材調達サービス」をインテリア・トータルサポート事業へ吸収
2015年3月	東京営業所を東京都中央区に開設
2016年1月	資本金を50,000千円に増資
2016年10月	東京営業所を東京都江東区に移転
2016年11月	福岡営業所を福岡県福岡市博多区麦野に開設
2017年3月	西日本支店を大阪府豊中市に移転
2017年5月	本社を埼玉県越谷市東大沢から埼玉県越谷市越ヶ谷に移転
2017年5月	パパネット受注センターを埼玉県越谷市東大沢に移転
2017年5月	備品管理センターを埼玉県吉川市に開設
2017年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場
2017年11月	福岡営業所を福岡県福岡市博多区半道橋に移転
2018年1月	インテリアファブリック管理センターを東京都江戸川区に開設
2018年2月	首都圏本部とパパネット受注センターを埼玉県越谷市越ヶ谷谷に移転
2018年5月	名古屋営業所を愛知県あま市に開設
2018年12月	ビルドインタイプのトランクルームを神奈川県横浜市南区に開設
2020年3月	東京営業所・インテリアファブリック管理センターを東京都江東区に統合移転
2023年2月	賃貸物件研修センターを埼玉県北葛飾郡松伏町に開設

[表 2] 株式会社パパサン 吸収合併消滅会社の沿革

年 月	事 項
1974年 8月	与那原運輸有限会社を神奈川県厚木市に設立(資本金2,700千円)
1991年 4月	有限会社三協運輸サービスに商号変更 株式会社三協運輸サービスの子会社化
1992年10月	有限会社三協ファースト・フレートに商号変更
1995年 2月	株式会社三協ファースト・フレートに改組
2001年12月	本社を埼玉県越谷市東大沢に移転
2002年 2月	株式会社パパサンに商号変更
2002年 8月	東京都中央区に東京営業所を開設し引越のサポート業務を開始
2003年 3月	インテリア業務を開始
2006年 8月	レンタル布団業務を開始
2015年 3月	株式会社パパネッツへ吸収合併

[表 3] 株式会社三協運輸サービスの沿革

年 月	事 項
1981年 5月	引越業務を目的として有限会社三協サービスを埼玉県草加市に設立(資本金1,500千円)
1981年 9月	自動車運送業取扱業者として東京陸運局に登録
1985年11月	一般区域貨物自動車運送業免許を取得
1986年 3月	本社を埼玉県越谷市宮前に移転
1986年 4月	株式会社三協運輸サービスに改組し商号変更
1991年 4月	有限会社三協運輸サービスを子会社化
1995年 3月	ツーマン配送による家具共同配送事業を開始
1996年 9月	本社を埼玉県越谷市東大沢に移転
2001年 9月	管理会社サポート事業の前身のマンスリーマンションサポートサービスを開始
2015年 3月	吸収分割の手続により、管理会社サポート事業を株式会社パパネッツへ承継
2017年 5月	本社を埼玉県越谷市花田に移転

3 【事業の内容】

当社は不動産管理会社、マンション運営会社、ハウスメーカー及び不動産流通会社等取引先のサポート業務として管理会社サポート事業とインテリア・トータルサポート事業を大都市圏中心に展開しております。

管理会社サポート事業として、取引先のマンション、アパート、ビル並びにコンテナといった管理物件について当社と契約している事業者へ業務を委託し、巡回による点検等を行っております。

インテリア・トータルサポート事業として、二人体制で大型商材の運送、開梱、組み立て、設置までを独自の配送ネットワークを用い展開している他に、インテリアコーディネートサービス等を行っております。

当社では取引先からの要望を汲み取り、サービスに展開することを「御用聴き」と称しております。当社の事業内容は不動産管理会社、マンション運営会社、ハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを行う御用聴き事業の単一セグメントですが、当社の事業内容を事業部門別に記載すると、以下の通りであります。

(1) 管理会社サポート事業

建物定期巡回サービス

不動産管理会社が管理を行っている建物に対して、定期巡回点検、共用部日常清掃を行い、不動産管理会社に対して報告書の作成を行っております。

当社の不動産巡回点検報告書システムである『じゅん君』をインストールした携帯情報端末を活用することで、点検対象物の写真や清掃前清掃後の写真掲載した巡回報告書を、スピーディーに作成し、不動産管理会社等でWebを通じて適時閲覧することができます。

さらに、システムの特徴を活かし、当社の拠点が無い地域でも業務を受託することが可能であり、全国の建物を対象としております。

◆じゅん君 巡回・点検管理業務サポートシステム



◆物件管理のために当社が独自開発した『じゅん君』は、巡回・点検業務支援システム。弊社スタッフはタブレットに表示されるチェック項目に沿って点検を行い、必要なポイントでは写真を撮影して記録します。環球など消耗品の型番および数量や交換場所も表示されるため、あらゆる情報の一括管理が可能となります。



レンタルコンテナ点検サービス

レンタルコンテナ・トランクルームの定期巡回清掃を行い、報告書を作成しレンタルコンテナ・トランクルーム運営会社に対して報告書の作成を行っております。また、定期巡回清掃に加え、コンテナ及びトランクの専有部において不具合があった場合の補修等も受託しております。建物定期巡回サービス同様に『じゅん君』を活用し、レンタルコンテナ・トランクルーム運営会社に対して報告を行っております。



マンションサポートサービス

マンションに加え、家具付き賃貸新規物件の運営会社に対して、家具家電等の販売及び設置、入居者の退去後の清掃業務、家具家電等の備品の清掃及び一時保管を含め、マンション及び家具付き賃貸物件などの定期利用賃貸物件の運営会社の手間を削減できるサービスの提供を行っております。



また、マンション、定期利用賃貸入居者に対して布団の販売及びレンタルも行っております。一時利用が多いと目される主要都市(札幌から那覇まで)で提供し、レンタルの布団の利用が終了した場合は個別に回収し、クリーニングを行った後、新たにレンタルを行っております。



(2) インテリア・トータルサポート事業

全国ツーマン配送ネットワークサービス

家具・インテリア商材・オフィス什器等の大型品を二人体制で配送し、開梱・組み立て・設置までを行う全国配送ネットワーク(以下、「パパネット」という。)を構築し活用することで、ハウスメーカーから新築の戸建・マンションと併せて販売するインテリアの配送依頼を受けております。

従来は、新築住宅等の購入に合わせ、新しい家具を複数購入した場合、家具の種類やメーカーの数ごとに搬入が繰り返し行われ、その度に立会を行うなどの手間が発生しておりました。しかしながら、これらの家具を一旦一カ所に集めたうえで、一括配送することで複数の立会等の手間を省くことが可能となっております。このようなサービスをパパネットに加盟した全国の物流会社との協力により、全国でのツーマン配送を実現しております。

インテリアコーディネートサービス

ハウスメーカーや不動産流通会社に対して、新築物件、中古物件・賃貸物件の御客様内覧用の空間づくり(ホームステージング)を行うにあたり、インテリア用品の販売等を行っております。

カーテン・ブラインドメンテナンスサービス

ハウスメーカーが既に販売された住宅等のオーナーからの依頼により、当社がカーテンレールのメンテナンスや、ブラインドの取替作業なども行っております。

インテリア素材調達サービス

国産木材を中心に素材を原木から調達し、インテリアメーカーに対して製材し販売を行っております。

(3) その他

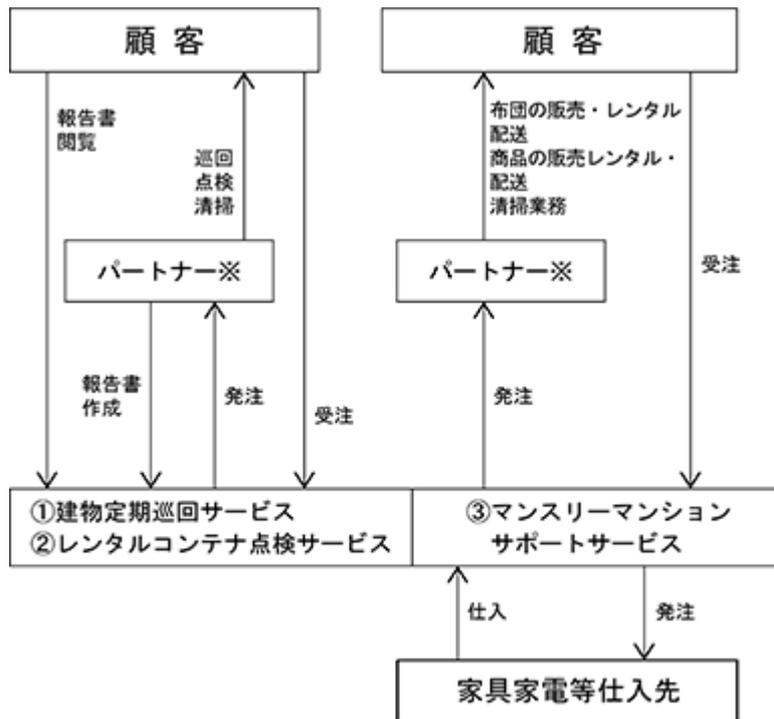
不動産の賃貸及びレンタルコンテナを行っております。



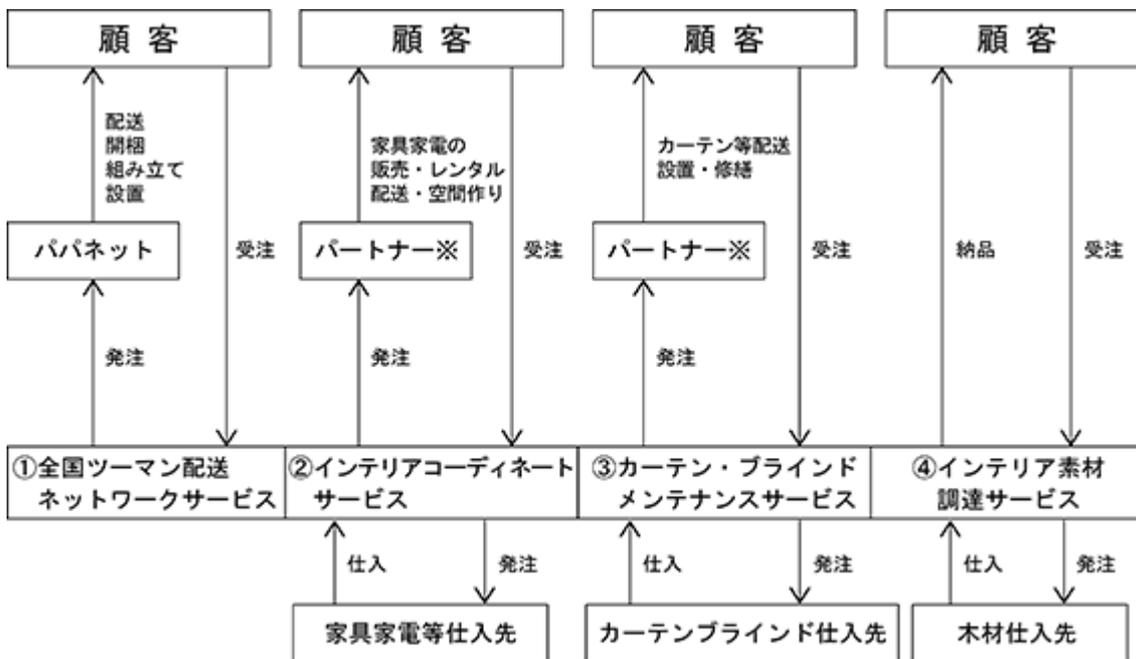
[事業系統図]

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

管理会社サポート事業



インテリア・トータルサポート事業



当社の業務委託先である個人事業主等

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
85	43.3	4.7	4,543

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均勤続年数は、2015年3月の株式会社三協運輸サービスからの事業分割の為当社へ転籍、及び入社後の平均勤続年数であり、株式会社三協運輸サービスの勤続年数は含まれておりません。
4. 当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「我々はお客様第一であり、企業の繁栄は御客様を増やす以外にないのである。常なるサービスは御客様の為であり、御客様の要望を満足させるべく会社を変化、発展させる事こそ我が社の唯一の道である。」という企業理念のもと、不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社並びにハウスメーカー等の顧客から汲み取った要望を全社で共有し、解決に向け対処することによりサービスを拡充し、企業価値の向上を目指しております。

(2) 経営環境

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類へ分類されることにより、外国人入国制限の緩和や人流増加等経済社会活動の正常化が戻りつつあります。そのような経営環境下で管理会社サポート事業につきましては、2021年6月に施行された賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律も相まって、今後の建物定期巡回サービスの売上増加が期待できるものと考えております。

インテリア・トータルサポート事業につきましては、ハウスメーカー主催による施主向けインテリア販売会も今後は開催予定があり、コロナ禍前の水準にほぼ戻せると捉えております。なお、当該事業において、当社は搬入の立会の手間を省くことを可能とする一括配送、全国ネットワークの強化を引き続き行うことによって、他社と差別化を図ってまいります。

(3) 経営戦略等

当社は設立以来、不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、ハウスメーカー及び不動産流通会社等法人顧客に対するサポート業務を展開しております。今後もこの業務を主たる事業として推進し、収益基盤を充実させ、売上高、営業利益の拡大を図って参ります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は「大いなる御用聴きカンパニー」をスローガンに掲げ、既存事業の強化を進めながら、事業領域の枠にとられず、幅広くお客様にサービスをご提供し、次代に向けた社会に貢献できる事業の拡大を目指してまいります。そのために、当社として、対処すべき課題は、以下のように考えております。

人財確保・人財育成

当社の活動する業界は、労働集約型の産業でもあることから、当社事業の継続的な発展を実現するためには、人財(注1)の確保及び人財育成は最重要課題であると認識しております。そのために、新規採用、事業展開等を勘案したうえで必要な人財を適時採用する他、当社独自のカリキュラムを用いた人財共育(注2)、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

また、当社と業務委託契約を締結する事業主等(以下「パートナー」という。)との提携も引き続き進めてまいります。

(注1)当社では人材こそが最大の経営資源であるという考えから、人材を人財と表しております。

(注2)当社では教育を「教えて育つのではなく、共に育つ」との考えから共育と表しております。

事業資金の安定確保

当社は、更なる事業拡大及び安定経営を見据え、資金調達手段の多様化を計画的に行うことで、中期・長期に安定した成長のための財務体質の強化に努めてまいります。

既存サービスの改良

当社は、主に不動産管理会社及びマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを、全国のパートナー及びパパネットを通じて事業展開しております。当社は顧客から汲み取った要望を全社で共有し解決に向け対処することにより既存のサービスを改良したサービスの開発、提供することにより企業価値の向上を目指しております。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行っていただく必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 市場環境について

当社は今後も、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業の受注営業及び新サービス開発に取り組んでまいります。労働人口の減少により十分な人財の確保ができない場合や、各顧客が当社のような外部に業務委託するのではなく、自社での内製化方針等の動向によっては、当社の予想に反して受注営業及び新サービス開発が十分に拡大せず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の予想通り受注営業及び新サービスの開発が拡大した場合でも、競争激化に伴う受注価格の低下等の内容によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、感染症の発生や蔓延による市場環境の悪化は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 許認可登録について

当社の管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業において、当社の顧客から業務を受注し、当社のパートナーに運送業務の発注を行うにあたり、「貨物利用運送事業法」により国土交通大臣の貨物利用運送事業許可証が必要となっております。また、インテリア・トータルサポート事業において、マンション等のリノベーション工事等を一部受けていることから、「建設業法」に基づく一般建設業の許可を受けて業務を行っております。これら規制の改廃、新たな法的規制が今後生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の事業活動の継続には下記許認可が前提となります。現在、当該許認可が取消される事由は発生していませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取消され又は更新が認められない場合には当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

許認可登録名	番号	有効期限	取消条項
第一種貨物利用運送事業の登録	関自貨第94号	無期限	貨物利用運送事業法第49条・第60条
建設業の許可	埼玉県知事(般-27)第69178号	自2020年12月11日 至2025年12月10日	建設業法第8条・第17条
倉庫業の登録	関交環物第410号	無期限	倉庫業法第21条・第22条
第二種貨物利用運送事業の登録	国官参物第255号	無期限	貨物利用運送事業法第49条・第60条
古物商の許可	東京都公安委員会第301041605445号	無期限	古物営業法第6条

(3) 知的財産について

当社は、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業に関連した知的財産を保有しております。また、他社の知的財産権を侵害しないために、新サービスを企画する際に弁理士を通じ調査を実施しております。しかしながら、万一、第三者から知的財産権への抵触を理由に差止訴訟、損害賠償請求等を提起された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 小規模組織であることについて

当社の組織体制は小規模であり、内部管理体制もそれに準じたものとなっています。今後の事業の成長とともに人員増強及び人財育成を図り、内部管理体制の一層の強化に努める方針であります。しかしながら、内部管理体制強化のための施策が十分に執行できず、内部統制管理に重大な不備が発生した場合や財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合には、当社の事業、業績及び財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人財確保、育成について

当社では、人財を重要な経営資源として捉えており、事業の継続発展に向け人財確保及び社員の共育が不可欠と考えております。そのため、当社は事業計画に合わせて優秀な人財の採用及び社員の共育を行っていく方針ですが、当社の求める人財を計画に合せて確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) パートナーについて

当社では、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業の両事業において、受注した業務を、業務委託契約を締結しているパートナーに依頼しております。従いまして、パートナーの確保・育成が、ビジネス展開の重要な要素となっております。今後、パートナーの確保・育成が計画通りに進まない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) パパネットについて

当社では、家具・インテリア商材・オフィス什器等の大型品を二人体制で配送し、開梱・組み立て・設置までを行う全国配送ネットワークである「パパネット」を展開しております。展開各地域のパパネット加盟の物流会社に商品の梱包、発送等に関する業務、顧客への商品受け渡し、商品代金回収業務等の物流業務を委託しています。当社ではパパネット加盟企業と緊密に連携し、サービス水準の把握と向上を図っており、また、パパネットとの契約に基づき、直接的な損害はパパネット加盟企業に賠償請求できます。しかし、サービス水準の低下等が発生し、当社に対する顧客の信用低下が発生した場合等においては、当社への損害賠償請求や当社の信用低下等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 株式会社三協運輸サービスとの関係について

当社は、株式会社三協運輸サービス(以下、「同社」という。)の100%子会社として設立しましたが、第三者割当増資及び株式の移動を経て現在の株主構成となっております。

当社と同社との間では、全国ツーマン配送ネットワークサービスにおけるパパネットの業務委託先としての取引もあります。関東圏については同社に業務を委託している関係上、2023年2月期における業務委託費に占める同社の割合は28.8%と相対的に高いものとなっております。なお、同社との取引に係る支払条件につきましては、第三者と比較して同等の条件であります。

当社は同社との間で良好な関係を維持しており、安定的に委託が行えるような体制となっておりますが、何らかの理由により、同社における経営戦略の変更、収益の悪化等が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害等について

大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、被災した当社含め、パートナーの被災状況、被災した顧客の支援活動等により多額の費用が発生する可能性があります。また、道路等の社会インフラの大規模損壊により、各サービスに影響が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報管理について

当社のインテリア・トータルサポート事業において、ハウスメーカーから受注した家具の一括配送の受発注データには個人情報が含まれていることから、当社は「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報について適切な情報管理体制を構築するために、当社において情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得しておりますが、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出したり、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の評価やイメージに影響を及ぼし、その結果として当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) システムに関するリスクについて

当社では各サービスにおいて情報管理をシステム化しております。ウイルス対策やバックアップ機能等対策を講じておりますが、万一、自然災害の他コンピューターウイルスやハッキング等によりシステムの長時間停止を余儀なくされた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 担当J-Adviser との契約について

TOKYO PRO Market市場においては、当社(以下、「甲」という)が上場適格性を維持しているかどうかの確認を担当J-AdviserがJ-Adviser業務として実施します。当社は、担当J-Adviserであるフィリップ証券株式会社(以下、「乙」という。)との間でJ-Adviser契約(以下、「本契約」という。)を締結していますが、本契約がその定めにより解除又は解約され、別のJ-Adviserとの間で新たにJ-Adviser契約を締結できなかった場合には、当社は上場廃止となります。

まず、甲及び乙は、相手方に対して1ヶ月以上前に書面でその旨を通知することにより、本契約を解約することができます。また、甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができます。さらに、甲が以下の無催告解除事由のいずれかに該当する場合は、乙は、本契約を、甲に対する何らの通知又は催告を要せず、即時に本契約の全部又は一部を解除することができます。

本契約を解除又は解約する場合、特段の事情の無い限り、同社は予め本契約を解除又は解約する旨を東京証券取引所に通知することになっております。このほか、株主総会の特別決議を経て、甲が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書提出日現在において、本契約の解除につながる可能性のある要因は発生しておりません。

< J-Adviser 契約に関する即日無催告解除事由 >

債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない
法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(非上場会社を完全子会社とする株式交換、会社分割による非上場会社からの事業の承継、非上場会社からの事業の譲受け、会社分割による他の者への事業の承継、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、その他非上場会社の吸収合併又はこれらからまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYOPRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

- 1 . いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2 . 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3 . 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度(2022年3月1日～2023年2月28日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染拡大に見舞われるも、withコロナの新たな段階への移行と共に個人消費も緩やかな持ち直しの動きが見られ、更に、外国人入国制限の緩和や全国旅行支援施策の実施等による人流増加等経済社会活動の正常化が進みました。一方ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格や原材料価格の高騰、不安定な外国為替相場状況等もあり依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社は経営理念である「我々はお客様第一であり、企業の繁栄はお客様を増やす以外にないのである。常なるサービスはお客様の為であり、お客様の要望を満足させるべく会社を変化・発展させる事こそ我が社の唯一の道である。」のもと、管理会社サポート事業、インテリア・トータルサポート事業を推進してまいりました。

当事業年度において、管理会社サポート事業については、建物定期巡回サービス、トランク・コンテナ点検サービス、マンスリーマンションサービスそれぞれ売上が増加したことから、売上高は、2,899,281千円(前事業年度比15.5%増)になりました。

また、インテリア・トータルサポート事業については、住宅購入者向けのインテリアフェアは再開しているものの、コロナ禍前の水準までは戻らず、売上高は1,089,001千円(前事業年度比0.6%減)に留まりました。

この結果、当事業年度の売上高は4,007,972千円(前事業年度比10.4%増)となり、営業利益は293,892千円(前事業年度比21.4%増)、経常利益は294,100千円(前事業年度比21.1%増)、当期純利益は202,369千円(前事業年度比28.8%増)となりました。

当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,596,239千円で、前事業年度末に比べ11,080千円増加しております。現金及び預金の増加61,642千円、商品の増加6,075千円、貯蔵品の増加1,225千円及び売掛金の減少58,668千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は495,431千円で、前事業年度末に比べ93,229千円増加しております。土地の増加67,096千円、建物の増加21,322千円、建設仮勘定の増加9,000千円、繰延税金資産の増加5,646千円及び特許権の減少10,136千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は604,997千円で、前事業年度末に比べ53,748千円増加しております。買掛金の増加49,806千円、未払費用の増加15,551千円、預り金の増加2,940千円、未払消費税等の増加2,864千円及び未払法人税等の減少17,951千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は536,445千円で、前事業年度末に比べ143,182千円減少しております。長期借入金の減少151,512千円、役員退職慰労引当金の増加7,434千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は950,227千円で、前事業年度末に比べ193,744千円増加しております。当期純利益による増加202,369千円、配当金の支払による減少8,625千円が変動要因であります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は984,633千円(前事業年度末比61,642千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は350,547千円で前事業年度末に比べ219,375千円増加しております。これは主に、税引前当期純利益の計上293,828千円、売上債権の減少額58,668千円、仕入債務の増加額49,806千円、減価償却費40,654千円によるものであり、主な減少要因は法人税等の支払額115,056千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は128,005千円で前事業年度末に比べ102,955千円増加しております。これは主に、有形固定資産の取得による支出108,715千円、無形固定資産の取得による支出24,349千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は160,137千円で、前事業年度末に比べ54,181千円減少しております。これは主に、長期借入金の返済による支出151,512千円であります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社の事業については、その形態から受注金額と販売金額がほぼ同等となるため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(単位：千円)

サービスの名称	当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日)	前事業年度比(%)
管理会社サポート事業	2,899,281	+ 15.5
インテリア・トータルサポート事業	1,089,001	0.6
その他	19,689	16.2
合計	4,007,972	+ 10.4

当事業年度よりサービスごとの販売実績集計方法を変更しております。前事業年度比も当事業年度の集計方法を用いて算出しております。

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日)		当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
エリアリンク株式会社	517,127	14.2	515,903	12.9
株式会社マックスファシリティーズ	474,711	13.1	457,054	11.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績及び財務状態の状況の分析

当社の当事業年度の経営成績につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況及び財務状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

a. キャッシュフローの状況

「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資金の需要

当社の資金需要の主なものは、営業人員及び管理部門人員の人件費等の販売費及び一般管理費の営業費用によるものであります。

c. 当社の運転資金につきましては、短期的な預金等の内部資金より充当し、不足が生じた場合は銀行からの短期借入金及び長期借入金での調達を基本としております。

経営方針・経営戦略・経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標

当社は、「我々はお客様第一であり、企業の繁栄はお客様を増やす以外にないものである。常なるサービスはお客様の為であり、お客様の要望を満足させるべく会社を変化、発展させる事こそ我が社の唯一の道である。」という経営理念のもと、不動産管理会社及びマンション運営会社並びにハウスメーカー及び不動産流通会社等の顧客から汲み取った要望を全社で共有し、解決に向け対処することによりサービスを拡充し、企業価値を向上させることで、社会に貢献するとともに、サービスの提供に伴う売上によって利益拡大の実現を推進しております。

経営目標の達成状況を判断する具体的な指標として、売上高成長率、営業利益率の確保を重視しております。当該指標の達成状況の内容は以下のとおりとなっております。

	第27期事業年度	第28期事業年度	第29期事業年度(目標)
	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日
売上高 (百万円)	3,629	4,007	4,373
営業利益 (百万円)	242	293	339
売上高成長率 目標 (%)	120.1	110.3	109.1
実績 (%)	102.5	110.4	-
営業利益率 目標 (%)	6.3	7.0	7.8
実績 (%)	6.7	7.3	-

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、パートナー研修施設の購入、新規賃貸における花田倉庫の改修をいたしました。当事業年度の設備投資の総額は、161,013千円であり、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2023年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員(人)
		建物	土地 (面積㎡)	合計	
花田倉庫 (埼玉県越谷市)	貸倉庫	20,341	27,149 (232.05)	47,491	-
本社ビル (埼玉県越谷市)	本社及び賃貸等不動産	31,791	99,972 (406.44)	131,763	54
ハローストレージ (神奈川県横浜市南区)	貸倉庫	51,358	40,002 (157.00)	91,361	-
松伏アパート (埼玉県北葛飾郡松伏町)	賃貸物件研修センター	14,811	67,096 (985.21)	81,907	-

(注) 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
東京営業所 (東京都江東区)	建物(事務所)	12,120
関西支店 (大阪府豊中市)	建物(事務所)	16,800
福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)	建物(事務所)	2,760
備品管理センター (埼玉県吉川市)	建物(倉庫)	21,000
名古屋営業所 (愛知県あま市)	建物(事務所)	3,600

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の売却等

重要な設備の売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	690,000
計	690,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2023年5月31日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	172,500	172,500	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株でありま す。
計	172,500	172,500		

(注) 提出日現在の発行数には、2023年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年3月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6名 当社監査役1名 当社従業員52名
新株予約権の数(個)	958(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 23,950
新株予約権行使時の払込金額(円)	2,000
新株予約権の行使期間	2021年6月1日～2028年3月22日(但し、2028年3月22日が銀行 営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決 議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき25円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下
同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新
株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整
の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの
場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるもの
とする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、
調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における、有価証券報告書に記載された損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)において、経常利益が下記(a)または(b)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として行使することができる。

(a) 経常利益が200百万円を超過した場合行使可能割合：50%

(b) 経常利益が300百万円を超過した場合行使可能割合：100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記の行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約

もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総

会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年9月8日 (注)	171,925	172,500	-	50,000	-	-

(注) 2017年8月23日開催の取締役会決議により、2017年9月8日付で普通株式1株を300株に分割しております。これにより発行済株式総数は171,925株増加し、172,500株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2023年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	2	-	-	6	8	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	801	-	-	924	1,725	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	46.4	-	-	53.6	100	-

(6) 【大株主の状況】

2023年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く)の総 数に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社花明	埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1530番地1	80,000	46.38
中本久富	埼玉県北葛飾郡松伏町	31,900	18.49
伊藤裕昭	埼玉県吉川市	14,500	8.41
二田泰久	埼玉県春日部市	13,300	7.71
宮崎恵子	埼玉県吉川市	12,100	7.01
早坂貴幸	大阪府豊中市	10,300	5.97
柳澤謙介	埼玉県越谷市	10,300	5.97
松本寝具株式会社	東京都江東区南砂5丁目15-11	100	0.06
計	-	172,500	100.00

(注) 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 172,500	1,725	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	172,500	-	-
総株主の議決権	-	1,725	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要施策として認識し、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や、経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としており、今後の配当につきましても、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については定款に基づき取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株につき70円の（中間配当0円）の配当を実施することを決議いたしました。この結果当事業年度の配当性向は6.0%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、営業体制の強化に有効投資したいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年5月29日 定時株主総会決議	12,075	70.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の上で最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会の他、監査役会を設けるとともに、会社の業務執行に関する協議を行う経営会議を開催しております。また、全社的なリスク管理、コンプライアンスの徹底を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を置いております。

なお、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を向上させるため、1名の社外取締役を選任しております。

ａ．取締役会

当社の取締役会は、7名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ｂ．監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会は原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。

監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視し、適宜必要な意見を述べております。

また、常勤監査役は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会にも出席し、全社的なリスク管理体制、コンプライアンスの状況を監視しております。

なお、定款において監査役の定数を5名以内としております。

ｃ．経営会議

経営会議は、常勤取締役6名、常勤監査役1名、東日本事業部長、次長5名の13名によって構成され、原則として毎月1回定期的な開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。構成員から業務執行上の報告を受け、構成員相互の情報連絡を図っております。なお、関東支店インテリアサポート担当1名がオブザーバーとして出席しております。

ｄ．内部監査

内部監査は、会社の組織、制度及び業務が経営方針並びに社内規程等に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することで、不正等の未然防止、適正な管理情報の提供等により、経営効率の増進に資することを目的としております。現状専任の内部監査人はおりませんが、代表取締役社長から指名を受けた、経営企画室(担当者2名)が主管部署として、業務を監査しております。経営企画室の監査は、管理部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、全社的なリスクマネジメント及びコンプライアンス違反に抵触する恐れのある事象に適宜適切に対応するとともに、法令等の遵守について役職員に徹底することを目的とし、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は原則毎月1回定期的に開催しており、リスクについて把握し、その対応を図るとともに、コンプライアンスに関連する方針の検討、研修計画、コンプライアンス違反者への対応等を行っております。

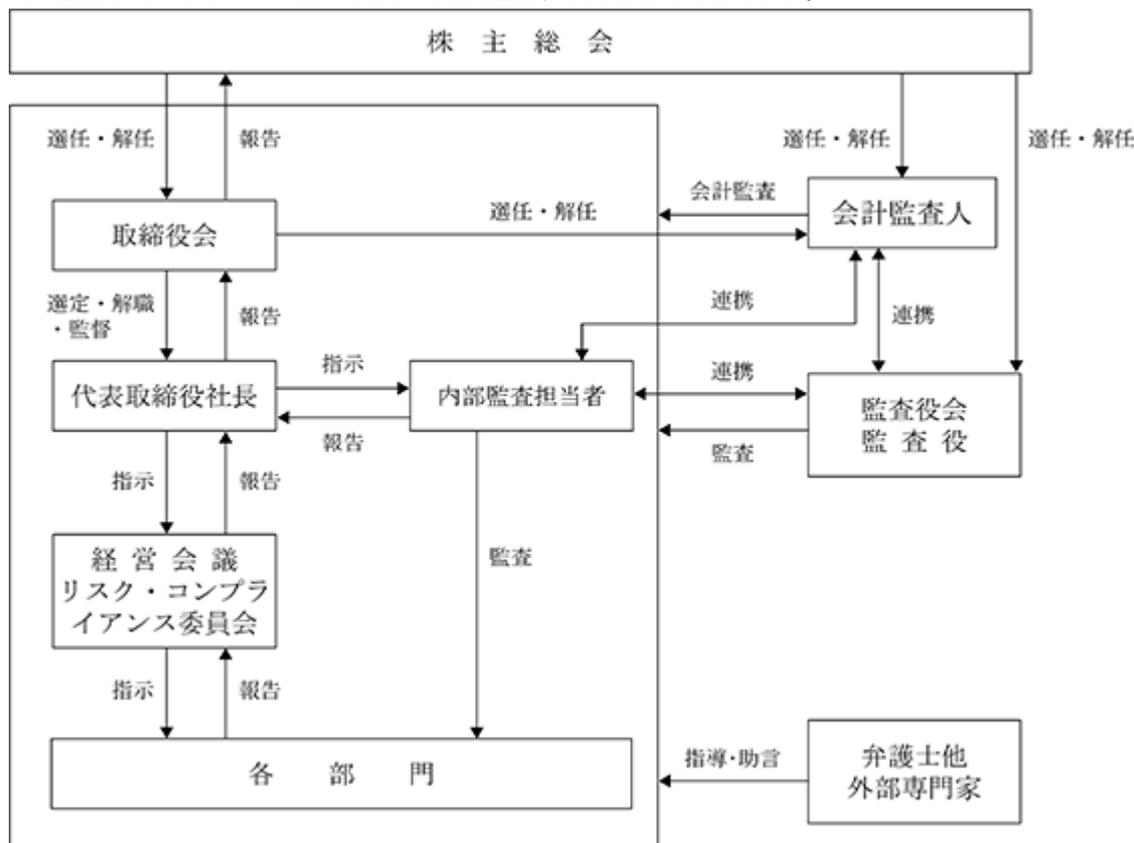
ロ. 当該体制を採用する理由

当社では、当社の規模、事業内容等から検討した結果、経営の透明性、健全性を確保するとともに迅速な意思決定を図り、投資家からの信任を得るのために適した会社形態と判断し、現在の体制を採用しております。

当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

役 職	氏 名	取締役会	監査役会	経営会議	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	伊藤 裕昭	議長		議長	委員長
専務取締役 事業統括本部長	二田 泰久	○		○	○
常務取締役 管理本部長 兼管理部長	宮崎 恵子	○		○	○
取締役 管理本部総務部長	柳澤 謙介	○		○	○
取締役 西日本事業部長	早坂 貴幸	○		○	○
取締役 経営企画室長	関口 義之	○		○	○
社外取締役	武田 茂	○			
常勤監査役	長池 知己	○	議長	○	○
社外監査役	澤田 雪児	○	○		
社外監査役	横塚 章	○	○		
東日本事業部長	岡本 高行			○	○
関東支店副支店長 (次長)	小林 喜久			○	○
東京営業所所長 (次長)	松浦 大二郎			○	○
関東支店次長	鈴木 毅			○	○
関東支店参事 (次長)	松橋 和彦			○	○
経営企画室副室長 (次長)	若色 宏樹			○	○

八．当社のコーポレート・ガバナンスの模式図は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

a．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期すとともに、検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

b．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクを適正に管理し、また、顕在化したリスクに速やかに対処するとともに、損失を最小限にとどめるために、危機管理規程を定めるものとする。
- ・リスク管理体制は、継続的に改善活動を行うとともに、内部監査において、その運用状況及び有効性を監査し、必要に応じて是正を講ずるものとする。

- c . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、毎月1回定期に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
 - ・取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役に報告するものとする。
 - ・「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
- d . 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役及び使用人が遵守すべき行動規範、社内規程等を定め、法令及び定款等への適合体制を確立する。
 - ・職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会により決定するものとする。
 - ・内部監査において、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行い、必要に応じて是正を講ずるものとする。
 - ・コンプライアンスに関する社内通報制度として、経営企画室長、総務部係長ならびに常勤監査役に相談窓口を設けるものとする。
 - ・反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応する。また、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士等と連携するものとする。
- e . 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
- 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を置くことができるものとする。
- f . e . の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行うものとする。
- g . 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・代表取締役社長は、監査役と定期に意見交換を行うものとする。
 - ・取締役及び使用人は、その職務執行において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、直接又は相談窓口を通じて、速やかに監査役に報告するものとする。また、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適時適切に行うものとする。
- h . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会その他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。
 - ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。

2) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

3) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

5) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

6) 自己株式の取得

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	伊藤 裕昭	1973年3月5日	1991年7月 株式会社三協運輸サービス入社 2003年4月 株式会社パパネッツ取締役就任 2004年12月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2013年12月 当社代表取締役社長就任(現任) 2019年8月 一般社団法人三安協代表理事就任(現任)	(注)1	14,500
専務取締役 事業統括本部長	二田 泰久	1971年4月21日	1990年4月 株式会社三協運輸サービス入社 2003年4月 株式会社パパネッツ取締役就任 2004年12月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2013年12月 当社専務取締役就任(現任) 2020年5月 当社事業統括本部長兼東日本事業部長就任 2023年3月 当社事業統括本部長(現任)	(注)1	13,300
常務取締役 管理本部長 兼管理部長	宮崎 恵子	1958年5月18日	1983年4月 株式会社関西相互銀行(現株式会社関西みらい銀行)入行 2000年7月 株式会社日鳥大和入社 2003年9月 株式会社三協運輸サービス入社 2016年9月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2017年3月 当社取締役就任 2017年3月 当社総務経理部長就任 2017年5月 当社常務取締役就任(現任) 2020年5月 当社管理本部長兼管理部長就任(現任)	(注)1	12,100
取締役 管理本部 総務部長	柳澤 謙介	1967年11月20日	1988年5月 株式会社三協運輸サービス入社 1996年7月 株式会社三協運輸サービス統括部長就任 2000年12月 株式会社三協ファーストプレート取締役就任 2000年12月 株式会社三協マイスタッフ取締役就任 2016年3月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2017年3月 当社取締役就任(現任) 2017年3月 当社首都圏本部長就任 2020年5月 当社管理本部総務部長就任(現任)	(注)1	10,300
取締役 西日本事業部長	早坂 貴幸	1973年6月13日	1992年4月 株式会社三協運輸サービス入社 2014年3月 当社西日本支店支店長就任 2019年5月 当社取締役就任(現任) 2020年5月 当社西日本事業部長就任(現任)	(注)1	10,300
取締役 経営企画室長	関口 義之	1963年8月3日	1986年10月 株式会社トヨタカローラ長野入社 1991年3月 株式会社アップル運輸入社 2010年4月 長野物流事業協同組合理事就任 2015年4月 株式会社丸善急行入社 2017年1月 当社入社 2018年5月 当社総合物流企画室長就任 2020年1月 当社経営企画室長就任(現任) 2023年5月 当社取締役就任(現任)	(注)1	-
取締役 (非常勤)	武田 茂	1952年9月11日	1978年10月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1983年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現ジャフコグループ株式会社)入社 1988年8月 武田公認会計士事務所開設(現任) 1994年9月 トッキ株式会社(現)キャノントッキ株式会社)社外監査役就任 2012年8月 税理士法人KOA代表社員就任(現任) 2017年3月 当社監査役就任 2019年5月 当社社外取締役就任(現任) 2019年8月 一般社団法人三安協監事就任(現任)	(注)1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
監査役 (常勤)	長池 知己	1959年 8月11日	1983年 4月 1986年 5月 2008年12月 2009年12月 2013年12月 2020年 5月	北海道大成バルコン株式会社(現大成建設ハウジング株式会社)入社 株式会社インテリアセンター(現カンディハウス株式会社)入社 株式会社パパスン入社 ドゥーマンズ株式会社取締役就任 当社取締役就任 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 3	-
監査役 (非常勤)	澤田 雪児	1966年 9月12日	1990年 4月 1991年 4月 2004年 4月 2019年 5月 2020年 5月	大和証券株式会社入社 井上斉藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 澤田公認会計士事務所所長(現任) 当社常勤監査役就任 当社監査役就任(現任)	(注) 2	-
監査役 (非常勤)	横塚 章	1954年 7月14日	1985年 4月 1985年 4月 1985年 4月 1985年 4月 2019年 5月	弁護士登録 東京弁護士会 日本弁護士連合会 弁護士倫理委員会 委員 当社監査役就任(現任)	(注) 2	-
計						60,500

- (注) 1. 取締役の任期は、2023年2月期に係る定時株主総会終結の時から2025年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役澤田雪児及び横塚章の任期は、2023年2月期に係る定時株主総会終結の時から2027年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役長池知己の任期は2020年2月期に係る定時株主総会終結の時から2024年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 武田茂は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 澤田雪児及び横塚章は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

社外役員の状況

社外取締役1名、社外監査役は2名を選任しております。

社外取締役武田茂氏は、公認会計士であり、財務及び会計の専門家の立場から経営に対する監視、監督機能を担っております。また、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役澤田雪児氏は公認会計士の資格を有していることから、会計に関する広い経験と知識で適正な監査と助言が期待できるものと考えております。横塚章氏は、弁護士として法律及び政治に関する高い見識を有しており、有意義な助言や意見をいただくと判断しております。また、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、必要な情報収集を行い、専門分野における豊富な経験と高い見識から、取締役の職務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、意見交換を行う等連携を図っております。社外監査役は、会計監査人との定例的な報告会により当企業集団の現状及び監査上の重要課題等について意見交換をし、監査役監査においては、その独立性、中立性、専門性を発揮し監査を実施するとともに、内部監査担当と適宜連携を図り情報収集や意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は社外監査役2名を含む監査役3名による監査役会設置会社であります。監査役会は毎事業年度立案する監査計画に基づき、監査役は取締役会をはじめとする社内の重要な会議への参加のほか、取締役及び従業員からの事業の運営状況の聴取を通じて、取締役の経営判断や職務遂行の状況を監査しております。また、毎月1回開催する定例監査役会、臨時監査役会において、監査状況について監査役相互の情報共有を行うとともに、内部監査担当者、監査法人とミーティングを持つことで監査の実効性の向上を図っております。当期、常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、取締役会への出席の他、その他の重要な会議及び打ち合わせへの出席、取締役等の職務の執行を監査しております。

なお、監査役澤田雪児氏は公認会計士の資格を、監査役横塚章氏は弁護士資格を有しており、各々専門的知見から監査を行っております。

当事業年度における、監査役会は13回開催されており、個々の監査役の監査役会への出席及び活動状況は次のとおりであります。

氏名	主な活動状況	
常勤監査役	監査役会	13回全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
長池知己	取締役会	20回全て出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。
	経営会議	12回全て出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。
	リスク・コンプライアンス委員会	12回全て出席し、必要な発言を適宜行っております。
	三様監査	四半期に一度、監査法人、経営企画室（内部監査人）と相互情報交換を行っております。
社外監査役	監査役会	13回全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
澤田雪児 (公認会計士)	取締役会	20回全て出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。
	三様監査	四半期に一度、監査法人、経営企画室（内部監査人）と相互情報交換を行っております。
社外監査役	監査役会	13回全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
横塚章 (弁護士)	取締役会	19回出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。
	三様監査	四半期に一度、監査法人、経営企画室（内部監査人）と相互情報交換を行っております。

内部監査の状況

内部監査は経営企画室の担当者2名が、内部監査規程に基づき、各部門の業務活動全般に対して、適正な業務の遂行、業務上の過誤による不測事態の発生の予防、業務の改善と経営効率の向上等について監査を実施するとともに、監査役及び監査法人との連携・調整を図り（三様監査）、効率的な内部監査の実施に努めております。

なお、経営企画室の内部監査については、管理部により行い相互牽制体制をとっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

Mooreみらい監査法人

b. 継続監査期間

2017年2月期以降

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 梅澤慶介

公認会計士 井出嘉樹

(注) 継続監査年数は、全員7年を超えておりませんので記載しておりません。

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1名

その他 3名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人から監査計画等について説明を受けたうえで、監査法人としての品質管理体制、独立性及び専門性、事業分野への理解、監査報酬等を総合的に勘案し、適任と判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人より報告の受領、報告の聴取及び監査法人の実証手続へ同席をすることで、監査法人の監査方法及び監査結果が相当であることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,000	-	15,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Moore Global Network Limited)に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、監査役会の同意を得た上で、決定することを基本方針としております。

e. 監査役会が監査法人の報酬等に同意した理由

取締役会が提出した監査法人に対する報酬等に対して、監査計画、監査日数、当社の規模・特性等を勘案し、それらの妥当性について監査役会で検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行うことが相当と判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、世間基準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。また、その決定方法は、下記のとりの株主総会で決定された報酬枠の限度額内において、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役会の協議により決定しております。さらに、毎年株主総会後に行われる取締役会並びに監査役会において確認及び見直しの必要があれば協議することとしております。当事業年度の役員の報酬等の額の決定は、取締役については、2022年5月20日開催の取締役会においてなされ、かつ確認されております。監査役については、2022年5月20日開催の監査役会においてなされております。

なお、取締役の報酬限度額は、2020年5月20日開催の第25回定時株主総会にて年額200,000千円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は2020年5月20日開催の第25回定時株主総会にて年額50,000千円以内と決議されております。

・取締役

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬のほかに、当社の経営成績及び企業価値向上と報酬体系との連動性を明確にし、取締役の経営成績及び企業価値向上に対する意識を高めるため経営成績に連動する賞与を導入しております。経営成績に連動する賞与については、明確な指標は設定しておりませんが、売上高、営業利益を参考に、経営成績への寄与度、貢献度を加味し総合的に評価し決定しています。

・監査役

監査役の報酬は、監査役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、監査役会による協議に基づき決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞 与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	141,240	128,400	12,840	-	5
監査役(社外監査役を除く)	10,560	9,600	960	-	1
社外取締役	3,960	3,600	360	-	1
社外監査役	5,280	4,800	480	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項ありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年3月1日から2023年2月28日まで)の財務諸表について、Mooreみらい監査法人により監査を受けております。

なお、Moore至誠監査法人は、2022年7月1日付できさらぎ監査法人と合併し、名称をMooreみらい監査法人に変更しております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	922,991	984,633
売掛金	615,074	556,405
商品	27,811	33,886
貯蔵品	5,461	6,686
前払費用	12,197	13,254
その他	1,651	1,371
貸倒引当金	30	-
流動資産合計	1,585,158	1,596,239
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 97,603	2 118,925
車両運搬具（純額）	7,259	4,869
工具、器具及び備品（純額）	2,994	2,727
土地	2 167,124	2 234,220
建設仮勘定	-	9,000
有形固定資産合計	1 274,982	1 369,743
無形固定資産		
特許権	33,787	23,651
電話加入権	451	451
ソフトウェア	36,682	41,321
ソフトウェア仮勘定	4,270	7,820
無形固定資産合計	75,191	73,243
投資その他の資産		
長期前払費用	383	184
繰延税金資産	25,937	31,583
敷金及び保証金	20,460	20,430
その他	5,246	246
投資その他の資産合計	52,028	52,444
固定資産合計	402,202	495,431
資産合計	1,987,360	2,091,670

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,695	76,501
1年内返済予定の長期借入金	2 151,512	2 151,512
未払費用	250,574	266,126
未払法人税等	67,644	49,693
未払消費税等	18,156	21,021
前受金	2,235	1,972
預り金	12,019	14,960
賞与引当金	10,210	8,570
役員賞与引当金	12,200	14,640
流動負債合計	551,248	604,997
固定負債		
長期借入金	2 634,938	2 483,426
役員退職慰労引当金	41,338	48,772
その他	3,352	4,247
固定負債合計	679,628	536,445
負債合計	1,230,876	1,141,442
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	114,450	114,450
資本剰余金合計	114,450	114,450
利益剰余金		
利益準備金	2,903	3,766
その他利益剰余金		
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	587,104	779,986
利益剰余金合計	592,008	785,753
株主資本合計	756,459	950,203
新株予約権	23	23
純資産合計	756,483	950,227
負債純資産合計	1,987,360	2,091,670

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日)	当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日)
売上高	1 3,629,241	1 4,007,972
売上原価	2,498,558	2,765,874
売上総利益	1,130,682	1,242,098
販売費及び一般管理費	2 888,551	2 948,205
営業利益	242,130	293,892
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	502	502
受取手数料	2,657	2,316
預り保証金精算益	-	1,753
為替差益	362	-
その他	2,720	1,164
営業外収益合計	6,243	5,737
営業外費用		
支払利息	5,523	4,767
為替差損	-	762
営業外費用合計	5,523	5,530
経常利益	242,851	294,100
特別利益		
固定資産売却益	3 14	3 88
特別利益合計	14	88
特別損失		
災害による損失	-	360
特別損失合計	-	360
税引前当期純利益	242,866	293,828
法人税、住民税及び事業税	94,722	97,105
法人税等調整額	8,930	5,646
法人税等合計	85,792	91,458
当期純利益	157,073	202,369

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	50,000	114,450	114,450	2,213	2,000	437,621	441,835	606,286	23	606,309
当期変動額										
剰余金の配当				690		7,590	6,900	6,900		6,900
当期純利益						157,073	157,073	157,073		157,073
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-	-
当期変動額合計	-	-	-	690	-	149,483	150,173	150,173	-	150,173
当期末残高	50,000	114,450	114,450	2,903	2,000	587,104	592,008	756,459	23	756,483

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	50,000	114,450	114,450	2,903	2,000	587,104	592,008	756,459	23	756,483
当期変動額										
剰余金の配当				862		9,487	8,625	8,625		8,625
当期純利益						202,369	202,369	202,369		202,369
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-	-
当期変動額合計	-	-	-	862	-	192,882	193,744	193,744	-	193,744
当期末残高	50,000	114,450	114,450	3,766	2,000	779,986	785,753	950,203	23	950,227

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	242,866	293,828
減価償却費	44,935	40,654
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	30
賞与引当金の増減額(は減少)	408	1,639
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7,434	7,434
役員賞与引当金の増減額(は減少)	12,200	2,440
受取利息及び受取配当金	503	503
支払利息	5,523	4,767
為替差損益(は益)	362	762
固定資産売却損益(は益)	14	88
売上債権の増減額(は増加)	144,235	58,668
棚卸資産の増減額(は増加)	7,304	7,300
仕入債務の増減額(は減少)	21,153	49,806
未払費用の増減額(は減少)	2,156	15,147
未払消費税等の増減額(は減少)	7,162	2,864
その他	2,195	3,017
小計	179,299	469,829
利息及び配当金の受取額	503	503
利息の支払額	5,842	4,728
法人税等の支払額	42,788	115,056
営業活動によるキャッシュ・フロー	131,172	350,547
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,774	108,715
有形固定資産の売却による収入	15	88
無形固定資産の取得による支出	19,590	24,349
敷金及び保証金の差入による支出	228	30
敷金及び保証金の返還による収入	1,668	-
その他	140	4,999
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,050	128,005
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	207,418	151,512
配当金の支払額	6,900	8,625
財務活動によるキャッシュ・フロー	214,318	160,137
現金及び現金同等物に係る換算差額	362	762
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	107,834	61,642
現金及び現金同等物の期首残高	1,030,825	922,991
現金及び現金同等物の期末残高	922,991	984,633

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～31年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

管理会社サポート事業

管理会社サポート事業においては、主に建物定期巡回サービス、レンタルコンテナ点検サービス、マンションサポートサービスの提供等を行っており、建物巡回清掃、コンテナ巡回、室内清掃等のサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。また、一部、顧客の契約者からの問い合わせ対応等のコールセンターサービスを提供しておりますが、これは契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

管理会社サポート事業のサービスに関する取引の対価は、サービスの提供後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

なお、管理会社サポート事業におけるサービスの提供について紹介料等が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該紹介料等の見積額を控除した金額で算定しております。この紹介料等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

インテリア・トータルサポート事業

インテリア・トータルサポート事業においては、主に全国ツーマン配送ネットワークサービス、一般商材の

配送サービスの提供等を行っており、配送、設置等のサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

インテリア・トータルサポート事業のサービスに関する取引の対価は、サービスの提供後、概ね1ヶ月以内で受領しております。

その他

その他においては、主に当社が所有する不動産の賃貸等を行っており、賃貸借契約に基づく賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、紹介料等の顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高、販売費及び一般管理費はそれぞれ8,282千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に変更はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	68,140千円	80,035千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
建物(純額)	90,786千円	83,149千円
土地	139,974千円	139,974千円
計	230,761千円	223,124千円

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	15,672千円	15,672千円
長期借入金	181,968千円	166,296千円
計	197,640千円	181,968千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約等を締結しております。事業年度末における当座貸越契約等に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
当座貸越極度額	750,000千円	750,000千円
リボルビング・クレジット・ファシリティ契約極度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	1,250,000千円	1,250,000千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
貸倒引当金繰入額	10千円	30千円
役員報酬	158,800 "	146,400 "
給料及び手当	284,211 "	302,439 "
賞与引当金繰入額	10,210 "	8,570 "
役員賞与引当金繰入額	12,200 "	14,640 "
役員退職慰労引当金繰入額	7,434 "	7,434 "
減価償却費	18,712 "	16,915 "
おおよその割合		
販売費	0.5%	0.8%
一般管理費	99.5%	99.2%

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
車両運搬具	14千円	88千円
計	14千円	88千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	172,500	-	-	172,500

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株予約権(注)1	普通株式	23,950	-	-	23,950	23
合計		23,950	-	-	23,950	23

(注) 1.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載していません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月20日 定時株主総会	普通株式	6,900	40.00	2021年2月28日	2021年5月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,625	50.00	2022年2月28日	2022年5月23日

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	172,500	-	-	172,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回 新株予約権 (注)1	普通株式	23,950	-	-	23,950	23
合計		23,950	-	-	23,950	23

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載してあります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日 定時株主総会	普通株式	8,625	50.00	2022年2月28日	2022年5月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,075	70.00	2023年2月28日	2023年5月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日)	当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日)
現金及び預金	922,991千円	984,633千円
現金及び現金同等物	922,991千円	984,633千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営会議で策定された資金繰り計画に照らして、適宜必要な資金(主に銀行借入)を調達し、短期的な運転資金に関しても銀行借入により調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金等は、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において、当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち29.01%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年 2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(2)	786,450	783,109	3,340
負債計	786,450	783,109	3,340

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2023年 2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(2)	634,938	626,205	8,732
負債計	634,938	626,205	8,732

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	922,991	-	-	-
売掛金	615,074	-	-	-
合計	1,538,066	-	-	-

当事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	984,633	-	-	-
売掛金	556,405	-	-	-
合計	1,541,039	-	-	-

(注2)長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	151,512	151,512	151,512	118,132	85,724	128,058
合計	151,512	151,512	151,512	118,132	85,724	128,058

当事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	151,512	151,512	118,132	85,724	24,450	103,608
合計	151,512	151,512	118,132	85,724	24,450	103,608

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2023年2月28日）

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（ ）	-	626,205	-	626,205
負債計	-	626,205	-	626,205

（ ）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度10,070千円、当事業年度9,345千円であります。

(ストック・オプション等関係)

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	2018年 有償新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役1名 当社従業員52名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 23,950株
付与日	2018年3月23日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2021年6月1日～2028年3月22日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) (a)2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における経常利益が200百万円を超過した場合
割り当てられた本新株予約権の50%

(b)2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における経常利益が300百万円を超過した場合
割り当てられた本新株予約権の100%

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2023年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2018年 有償新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	11,975
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	11,975
権利確定後(株)	
前事業年度末	11,975
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	11,975

単価情報

権利行使価格(円)	-
行使時平均株価(円)	-

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,498	7,951
役員退職慰労引当金	14,162	16,709
未払社会保険料	1,140	1,189
未払事業税	6,208	4,786
未払事業所税	688	707
その他	239	239
繰延税金資産合計	25,937	31,583
繰延税金資産純額	25,937	31,583

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
法定実効税率	-	34.26%
(調整)		
住民税均等割	-	0.70%
所得拡大促進税制	-	1.82%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.01%
その他	-	2.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.13%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、埼玉県においてオフィスビル(土地を含む)、倉庫、アパート、神奈川県にトラックルームを有しております。オフィスビルの一部については、自社のオフィスとして使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
賃貸等不動産	貸借対照表計上額	期首残高	135,067
		期中増減額	5,628
		期末残高	129,438
	期末時価	85,339	171,755
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	貸借対照表計上額	期首残高	135,776
		期中増減額	1,703
		期末残高	134,072
	期末時価	222,467	222,093

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当事業年度の主な増加額は、不動産の取得(97,323千円)であります。
3. 期末の時価は、主として直近の「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
賃貸等不動産	賃貸収益	9,302	9,059
	賃貸費用	6,428	8,025
	差額	2,873	1,033
	その他(売却損益等)	-	-
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益	12,406	8,338
	賃貸費用	12,983	28,668
	差額	576	20,330
	その他(売却損益等)	-	-

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・ トータルサポート 事業	その他事業	合計
共同配送収入	-	637,507	-	637,507
建物巡回清掃売上	606,151	-	-	606,151
運送売上	258,812	302,363	-	561,175
コンテナ巡回売上	470,234	-	-	470,234
室内清掃売上	495,561	-	-	495,561
ホテル清掃売上	222,280	-	-	222,280
販売売上	469,062	54,303	2,122	525,488
その他	377,178	94,828	-	472,006
顧客との契約から生じる収益	2,899,281	1,089,001	2,122	3,990,406
その他の収益	-	-	17,566	17,566
外部顧客への売上高	2,899,281	1,089,001	19,689	4,007,972

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・トータル サポート事業	その他	合計
外部顧客への売上高	2,503,795	1,101,948	23,497	3,629,241

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
エリアリンク株式会社	517,127
株式会社マックスファシリティーズ	474,711

(注) 当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・トータル サポート事業	その他	合計
外部顧客への売上高	2,899,281	1,089,001	19,689	4,007,972

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
エリアリンク株式会社	515,903
株式会社マックスファシリティーズ	457,054

(注) 当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	55,000	一般貨物運送事業	なし	関東圏内の配送委託	配送委託料の支払(注2)	289,352	未払費用	25,301
役員及びその近親者	伊藤耕昭			個人事業主	なし	当社代表取締役の実弟	管理会社サポート業務料の支払(注3)	9,898	未払費用	859

(注) 1. 取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。

2. 管理会社サポート業務料は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	55,000	一般貨物運送事業	なし	関東圏内の配送委託	配送委託料の支払(注2)	259,125	未払費用	21,440

(注) 1. 取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。

2. 伊藤耕昭は重要性が乏しいため、当事業年度より記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
1株当たり純資産額	4,385円27銭	5,508円43銭
1株当たり当期純利益	910円57銭	1,173円16銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
当期純利益(千円)	157,073	202,369
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	157,073	202,369
普通株式の期中平均株式数(株)	172,500	172,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数958個 普通株式23,950株)。 なお、新株予約権の概要は「第一部[企業情報]第4[提出会社の状況]1[株式等の状況](2)[新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の数958個 普通株式23,950株)。 なお、新株予約権の概要は「第一部[企業情報]第4[提出会社の状況]1[株式等の状況](2)[新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	137,218	30,771	-	167,989	49,064	9,449	118,925
車両運搬具	25,878	874	2,463	24,289	19,419	3,263	4,869
工具、器具及び備品	12,901	1,377	-	14,278	11,551	1,644	2,727
土地	167,124	67,096	-	234,220	-	-	234,220
建設仮勘定	-	29,100	20,100	9,000	-	-	9,000
有形固定資産計	343,122	129,219	22,563	449,778	80,035	14,357	369,743
無形固定資産							
特許権	81,090	-	-	81,090	57,438	10,136	23,651
電話加入権	451	-	-	451	-	-	451
ソフトウェア	128,065	21,048	-	149,113	107,791	16,160	41,321
ソフトウェア仮勘定	4,270	10,746	7,196	7,820	-	-	7,820
無形固定資産計	213,876	31,794	7,196	238,474	165,230	26,296	73,243
長期前払費用	6,065	-	5,621	444	260	121	184

当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 松伏アパート 15,126千円、花田倉庫 15,100千円

土地 松伏アパート 67,096千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	151,512	151,512	0.46	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	634,938	483,426	0.52	2024年3月～ 2038年12月
合計	786,450	634,938	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	151,512	118,132	85,724	24,450

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	30	-	-	30	-
賞与引当金	10,210	8,570	10,210	-	8,570
役員賞与引当金	12,200	14,640	12,200	-	14,640
役員退職慰労引当金	41,338	7,434	-	-	48,772

注1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 役員退職慰労金規程に基づき、常勤役員の期末退職慰労金に相当する金額を計上しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,099
預金	
当座預金	710,991
普通預金	272,542
計	983,533
合計	984,633

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社マックスファシリティーズ	118,446
エリアリンク株式会社	42,965
三井デザインテック株式会社	42,378
みずほリース株式会社	42,239
株式会社リブ・マックス	29,267
その他	281,106
合計	556,405

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
615,074	4,398,232	4,456,901	556,405	88.9	48.6

商品

区分	金額(千円)
新品布団	16,869
家具・家電等	15,009
電球	2,007
合計	33,886

貯蔵品

区分	金額(千円)
養生テープ等	6,548
切手・印紙	138
合計	6,686

買掛金

相手先	金額(千円)
松本寝具株式会社	46,193
エクスプライス株式会社	8,955
株式会社よつ葉	6,258
アイリスオーヤマ株式会社	2,295
株式会社白井産業	2,068
その他	10,730
合計	76,501

未払費用

相手先	金額(千円)
株式会社三協運輸サービス	21,855
株式会社ニッカコーポレーション	14,127
株式会社RightArmサービス	11,044
株式会社HAPPY ADVANCE	6,851
RIZAPグループ株式会社	6,356
その他	205,890
合計	266,126

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン 本店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://papanets.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第27期(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) 2022年5月31日 関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

第28期中(自 2022年3月1日 至 2022年8月31日) 2022年11月30日 関東財務局長に提出。

(3) 訂正有価証券報告書

事業年度 第27期(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) 2023年4月13日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社パパネッツ
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梅澤慶介

代表社員
業務執行社員 公認会計士 井出嘉樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パパネッツの2022年3月1日から2023年2月28日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パパネッツの2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

共同配送収入の会計処理の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（収益認識関係）に記載のとおり、当事業年度におけるインテリア・トータルサポート事業に係る売上高は1,089,001千円であり、このうち全国ツーマン配送ネットワークサービスに係る売上高（以下、「共同配送収入」という。）は637,507千円で、売上高の15.9%を占める。</p> <p>会社は、顧客であるハウスメーカーから新築の戸建・マンションと併せて販売するインテリアの配送依頼を受けており、配送完了時に共同配送収入に係る収益を認識しているが、作業現場における追加作業の発生や顧客の債務認識時点の相違等により、会社が認識している売掛金残高と顧客が認識している債務額との間に差異が発生する可能性がある。そのため、管理部では、毎月、会社が認識している売掛金残高と顧客が認識している債務額とを照合し、計上誤りの有無等の共同配送収入の会計処理の適切性を検証している。</p> <p>共同配送収入の会計処理に関しては、その頻度及び相対的な金額的重要性に加え、当該取引の記録、修正及び承認といった関連する内部統制の整備及び運用状況が有効でない場合には、誤謬等による重要な虚偽表示リスクが存在することになる。よって、当監査法人は、共同配送収入の会計処理の適切性が、当事業年度の財務諸表において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、共同配送収入の会計処理の適切性を検証するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 管理部で実施している会社が認識している売掛金残高と顧客が認識している債務額の照合結果を入手し、差異が適切に把握され適切に処理されているかを確認することで、共同配送収入に関する内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行った。</p> <p>（２）実証手続 期末売掛金残高に対して下記の監査手続を実施することにより、共同配送収入の会計処理の適切性を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定金額以上及びサンプリングにより抽出した顧客に対して残高確認を実施し、会社が認識している売掛金残高と顧客が認識している債務額との差異の原因に、会社が認識していない（あるいは認識すべき）重要な差異が含まれていないかどうかを確かめた。 ・残高確認の対象外の顧客については、管理部で管理している請求額と入金額とのアンマッチリストを閲覧し、会社が認識していない（あるいは認識すべき）重要な差異が含まれていないかどうかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。